

「空家事例検討会」空家の事例と論点などを解説!

空家等対策プロジェクトチーム 副座長 藤井 伸介

自治体職員の実務の現場で対応困難な事例等に空家等対策PT委員が解説。約100名の大阪府下自治体職員の方々と事例検討会を行いました。

1 空家法施行から3年が経過

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号以下「空家法」という。)完全施行後丸3年が経過した平成30年7月13日、大阪弁護士会空家等対策PT(以下「空家PT」という。)主催の「空家事例検討会」が開催された。これには大阪府下の自治体77部署94名が参加した。

空家法施行後3年を経て、多くの自治体においても、空家対策協議会などが設置され、具体的に空家問題に取り組む中で発生する実務的な諸問題について各自自治体から空家PTに質問が寄せられ、空家PTにおいて検討を重ねてきた結果を踏まえて論点整理を行い、【本体資料】(全27頁)としてレジュメをまとめると共に、具体的事例について詳細な解説を付した【別冊回答集】(全73頁)を制作して配布した。

2 空家特措法に基づく自治体の対応について～事例を踏まえた論点整理

検討会の前半は、「空家特措法に基づく自治体の対応について～事例を踏まえた論点整理」と題して、池田尚弘会員と東尚吾会員とが順次講演を担当した。池田尚弘会員の講演は、空家対策実務を進める上で問題となる空家法の解釈上の論点及び名宛人探索の実務上の諸問題などの解説をしながら、具体的事例における解決策を提示するものであった。東尚吾会員の講演は、空家法14条に基づく【助言・指導・勧告・命令】をめぐる諸問題及び財産管理制度の活用や共有あるいは区分所有をめぐる諸問題などについて解説をしながら、具体的事例の解決策を提示するものであった。

3 財産管理人制度の活用について

検討会の後半は、「財産管理人制度の活用について」と題して、相続人不存在の相続財産管理人選任事案について申立人代理人の立場から東尚吾会員が具体的な活動内容を報告し、当該事案の相続財産管理人の立場から中井洋恵会員が管理人業務の詳細な内容を報告した。また不在者財産管理人制度を活用した事案について

申立人代理人の立場から岸本佳浩会員が複雑な事案への取組を紹介し、当該事案の不在者財産管理人の立場から安元義博会員が大胆かつ的確な業務処理の内容を報告した。

そして現在の空家PT座長の入江寛会員から、空家PTの活動内容の説明をすると共に空家等対策における弁護士の活用についてアピールをした。

4 講演・資料共に好評

今回のレジュメとしての【本体資料】や【別冊回答集】に取り上げられた事例と論点の解説は、空家法に関する通り一遍の逐条解説ではなく、まさに【最前線】というべき空家等対策実務における最先端の議論であって、自治体職員のみならず弁護士などの法律実務家にとっても大変有意義な資料となっている。

検討会終了後に回収されたアンケート調査の結果によれば、具体的事例を踏まえた論点整理や財産管理人活用事例なども大いに役立ったとの感想が多く寄せられており、更に今後においても継続的に事例検討会を開催してほしいとの要望が沢山あった。

他方、法制度の不備を指摘する声もあり、マンパワー不足や財源難など弁護士会としては対応できない問題に悩む姿も如実に伺われ、弁護士会としては自治体への情報提供のみならず、空家法見直しやその他の立法過程への働きかけの重要性をひしひしと感じさせられる意見が沢山寄せられていた。

今回の空家事例検討会の結果を踏まえ、今後更に空家PTの広範な活動を強力に推進すべきことを実感した次第である。

- 自治体からのお問合わせ
06-6364-1681
(大阪弁護士会委員会部司法課 行政連携センター)
- 市民の方からのご相談【受付】
06-6364-5500(平日(月～金)午後1時～午後4時)